

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1～4号機用水素・酸素供給設備の液化酸素タンクの定期自主検査において、真空度検出器用信号回路に断線が認められたため、当該信号回路を点検・修理	D	
2	2号機	タービン建屋の補機冷却系熱交換器設置エリアの局所排風機駆動用電動機の定例振動測定にて振動測定値の高いことが認められたため、当該排風機の点検・修理	D	
3	3号機	中央操作室制御盤に設置されている発電機電力記録計の紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	4号機	直流250V充電器盤4A（常用）継電器の点検において、動作不良が認められたため、当該継電器を交換	D	
5	4号機	主復水器（B-2）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（1本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
6	4号機	復水脱塩装置用空気圧縮機の点検において、冷却水出口フランジ部のボルト穴のネジ山部に損傷が認められたため、当該フランジ部を修理	D	
7	4号機	海水系の全系統停止作業に伴う補助海水系ポンプ用冷却水の停止操作の際、発生するべき「補機冷却用海水ポンプ（A）冷却水流量低」の警報が発生しなかったため、当該警報発生回路を点検・修理	D	
8	4号機	補機冷却海水系ポンプ（A）出口配管のフランジ接続部より海水のリーク（連続滴下程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器の冷凍装置用冷却ファン（B）の過負荷保護継電器の動作による自動停止事象が発生したため、原因調査及び当該冷却ファンの制御回路を点検・修理	D	
10	5号機	原子炉給水加熱器ドレンポンプ（A/B/C）の据付作業において、当該ポンプ本体の収納用バレル内にあるポンプ本体のサポート取付金具が干渉したため、当該取付け金具を修理（切削加工）	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで